

## 業務管理体制の整備に係る届出を必ず提出してください

- 指定障害福祉サービス事業等を営む事業所・施設が、関係法令やそれに基づく命令を遵守するため、障害者総合支援法及び児童福祉法は全ての指定事業者等に対して業務管理体制の整備を義務づけています。
- 事業者各位におかれては、以下に従い、関係指定権者あて必要な届出を行うようにしてください。

### ※ 業務管理体制とは

法人が営む**事業所数**に応じ、以下のとおり**法人毎に**整備する必要があります。

事業所数	法令遵守者の選任	法令遵守規定の整備	業務執行状況の監査の定期的な実施
1～19	○	—	—
20～99	○	○	—
100～	○	○	○

指定を受けているサービス毎に1事業所として数えます。

例) 株式会社Aは2つ事業所を運営しており、  
 ひとつは、生活介護、就労継続支援B型の多機能 ⇒ 2つ  
 ひとつは、児童発達支援のみの事業所 ⇒ 1つ  
 株式会社Aは、合計3つの事業所を運営していることになる。

### 「法令遵守責任者」とは

障害者総合支援法及び児童福祉法始め関係法令に定める諸規定等を把握の上、適切な事業所運営を担保できる者を選任すること。なお、法人代表者がこれを務めることも妨げません。

### 「法令遵守規定」とは

日常の事業所運営にあたり、関係諸規定の遵守を確保するための注意事項や処理手順を記載したもの。法人の実態に即した任意の定めで構いません。

### 「業務執行状況の監査」とは

他法の規定等に基づき既に法人内で監査体制が確保されている場合、それに替えることも可能です。実施方法は内部監査及び外部（委託による）監査のいずれでも構いません。なお、定期的な実施とは効率的かつ効果的な実施が見込まれる場合、必ずしも年1回行う必要があるものではありません。

「愛知県障害福祉課 業務管理体制の届出」で検索

URL : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/0000054629.html>

## 2. 届出様式等

障害福祉サービス事業等は障害者総合支援法及び児童福祉法で構成され、これらは別個の法律であるため、それぞれの法律毎に様式が異なります。

### (1) 整備の届出

事業所として指定を受けた際は、その事業所数に応じて業務管理体制を整備の上、定められた所轄庁あて「整備の届出」を提出してください。

また、整備の届出の内容に変更が生じた際には、「変更の届出」が必要となります。

なお、単に事業所数が増減するのみで、これにより整備の内容に変更がない場合は変更の届出は不要です。

分類	障害者総合支援法に基づく 事業所・施設	児童福祉法に基づく 事業所・施設
実施事業	①a.障害福祉サービス事業 ①b.障害者支援施設 ③e.一般相談支援 ④f.特定相談支援	①c.障害児通所支援事業 ②d.障害児入所施設 ④g.障害児相談支援
整備の届出	様式 1 号、事業所一覧	様式 2 号、事業所一覧
変更の届出	様式 3 号	様式 4 号
根拠条文	①a,①b : 法第 51 条の 2 第 2 項 ③e,④f : 法第 51 条の 31 第 2 項	①c:法第 21 条の 5 の 26 の第 2 項 ②d:法第 24 条の 19 の 2 ④g:法第 24 条の 38 第 2 項

各様式の「1 届出の内容」で○を打つ際に参照してください。

### (2) 区分の変更の届出

事業所の移転や、事業所の増加等で届出先に変更が生じた場合(次頁を併せて参照)、整備の届出の様式中「6 区分変更」に変更前及び変更後の届出先等を記入の上、変更前及び変更後の届出先いずれにも提出してください。

分類	障害者総合支援法に基づく 事業所・施設	児童福祉法に基づく 事業所・施設
区分の変更	様式 1 号、事業所一覧	様式 2 号、事業所一覧
根拠条文	①a,①b : 法第 51 条の 2 第 4 項 ③e,④f : 法第 51 条の 31 第 4 項	①c:法第 21 条の 5 の 26 の第 4 項 ②d:法第 24 条の 19 の 2 ④g:法第 24 条の 38 第 4 項

### 3. 届出先

原則、事業所が所在する指定権者あてとなりますが、

(1) 以下①～④のサービス群を跨いで複数の事業所を運営する場合

(2) 異なる指定権者を跨ぎ複数の事業所を運営する場合

は、以下のとおり複数の届出が必要又は届出先が変わるので、御注意ください。

#### ○ (1) 関係：サービス群一覧

	分類	サービス種別		様式	指定権者
		生活介護	短期入所		
①	a. 障害福祉サービス事業所	生活介護	短期入所	様式1号	愛知県 名古屋市（政令市） 豊橋市 岡崎市 豊田市 一宮市 } 中核市
		重度障害者等包括支援	自立訓練（機能訓練）		
		自立訓練（生活訓練）	就労移行支援		
		就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型		
		就労定着支援	自立生活援助		
	共同生活援助	-			
	b. 障害者支援施設	障害者支援施設	-	様式1号	
①	c. 障害児通所支援事業所	児童発達支援	医療型児童発達支援	様式2号	
		放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援		
		保育所等訪問支援	-		
②	d. 障害児入所施設	福祉型障害児入所施設	-	様式2号	愛知県 名古屋市（政令市）
		医療型障害児入所施設	-		
③	e. 一般相談支援	地域移行支援	地域定着支援	様式1号	①と同じ
④	f. 特定相談支援	計画相談支援	-	様式1号	所在市町村
	g. 障害児相談支援	障害児相談支援	-	様式2号	

#### ○ (1)、(2) を踏まえた複数運営する場合の届け出先の例

障害者総合支援法及び児童福祉法毎で様式が分かれていること及び、上表の分類毎で届出先を考慮する必要があるため、複数指定権者に複数様式を提出する場合が生じ得ますので御注意ください。

瀬戸市（一般市）は④特定相談、障害児相談の指定権限のみ

	所在地	名古屋市 (政令市)	豊橋市 (中核市)	瀬戸市 (一般市)	静岡県 (他 県)	届出先	提出様式
例 1	種別	①B型		①生活介護		①愛知県	①様式1号
	指定権者	名古屋市		愛知県			
例 2	種別		①B型	①生活介護		①愛知県	①様式1号
	指定権者		豊橋市	愛知県			
例 3	種別	②障害児入所		①生活介護	①施設入所	①厚生労働省	①様式1号
	指定権者	名古屋市		愛知県	静岡県	②名古屋市	②様式2号
例 4	種別	②障害児入所		①障害者支援, 児発		①愛知県	①様式1及び2号
	指定権者	名古屋市		愛知県		②名古屋市	②様式2号
例 5	種別		②障害児入所	①障害者支援		①愛知県	①様式1号
	指定権者		愛知県	愛知県		②愛知県	②様式2号
例 6	種別	①障害者支援			②障害児入所	①名古屋市	①様式1号
	指定権者	名古屋市			静岡県	②静岡県	②様式2号
例 7	種別		③一般相談	④計画相談		③④愛知県	③④様式1号
	指定権者		豊橋市	瀬戸市			
例 8	種別			③一般, ④障害児		③愛知県 ④瀬戸市	③様式1号 ④様式2号
	指定権者			③愛知, ④瀬戸	同じ④でも者・児の法律毎に届出		
例 9	種別			④計画, ④障害児		④瀬戸市	④様式1号 ④様式2号
	指定権者			④瀬戸, ④瀬戸			
例 10	種別			④一般, ④特定		④愛知県	④様式1号
	指定権者			④愛知, ④瀬戸			

同じ分類でも者と児で様式が異なるのでそれぞれ提出

届出は1通

指定権者が異なるが、県にのみ一本の届出

受付番号	
------	--

障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

令和 年 月 日

愛知県知事 殿

事業者 名称  
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 届出の内容							
(1) ①法第51条の2第2項、②第51条の31第2項関係(整備)							
(2) ①法第51条の2第4項、②第51条の31第4項関係(区分の変更)							
2 事 業 者	フリガナ						
	名称又は氏名						
	住所 (主たる事務所の所在地)		(郵便番号 - ) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)				
	連絡先		電話番号		FAX番号		
	法人の種別						
	代表者の職名・氏名・生年月日		職名	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日	
	代表者の住所		(郵便番号 - ) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)				
3 事業所名称等及び所在地		事業所数	※事業所が1事業所しかない場合であっても、 <b>事業所一覧表</b> に記載し添付すること。				
		計カ所					
4 障害者総合支援法上の該当する条文(事業者の区分)		(1) 法第51条の2 (指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者)					
		(2) 法第51条の31(指定相談支援事業者)					
5 障害者総合支援法施行規則第34条の28及び第34条の62第1項第2号から第4号に基づく届出事項		第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)		生年月日		
		第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 【任意様式】				
		第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要 【任意様式】				
6 区 分 変 更	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課						
	事業者(法人)番号(事業所番号とは異なるため注意)						
	区分変更の理由						
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課						
	区分変更日		年 月 日				

(日本産業規格A列4番)

受付番号	
------	--

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

令和 年 月 日

愛知県知事 殿

事業者 名称  
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 届出の内容		
(1) ①児童福祉法第21条の5の26第2項 (整備) ②第24条の19の2 ③第24条の38第2項 関係		
(2) ①児童福祉法第21条の5の26第4項 (区分の変更) ②第24条の19の2 ③第24条の38第4項関係		
2 事業者	フリガナ 名称又は氏名	
	住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 - ) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)
	連絡先	電話番号 FAX番号
	法人の種類	
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名 フリガナ 生年月日 氏名 年 月 日
	代表者の住所	(郵便番号 - ) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)
	3 事業所名称等及び所在地	事業所数 計カ所 ※事業所が1事業所しかない場合であっても、 <b>事業所一覧表</b> に記載し添付すること。
4 児童福祉法上の該当する条文(事業者の区分)	(1) 法第21条の5の26 (指定障害児通所支援事業者等) (2) 法第24条の19の2 (指定障害児入所施設等の設置者) (3) 法第24条の38 (指定障害児相談支援事業者)	
5 児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び25条の26の9第1項第2号から第4号に基づく届出事項	第2号 法令遵守責任者の氏名(フリガナ) 生年月日	
	第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 【任意様式】	
	第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要 【任意様式】	
6 区分変更	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課	
	事業者(法人)番号(事業所番号とは異なるため注意)	
	区分変更の理由	
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課	
	区分変更日 年 月 日	

(日本産業規格A列4番)

# 障害福祉サービス等についてよくあるご質問（Q&A集）について

## 1 Q&A集について

障害福祉サービス等についてよくあるご質問や留意事項について、Q&A集を作成しました。

内容は指定申請、変更・加算の届出、報酬の算定など多岐にわたりますので、届出や請求などについてご不明点ある場合は、まずはQ&A集をご確認ください

掲載場所については、当資料の「各種届出等に当たっての留意事項について」内にて、ご案内しています。

また、内容については適宜更新しますので、定期的にご確認ください。

## 2 Q&A集の見方

① エクセルファイルを開くと下記ページが表示されるので、見たい項目をクリックする

目次	よくあるご質問 (Q&A)
	※下記目次をクリックするとそれぞれのページを見ることができます。
	<b>1. 指定申請手続き</b> …指定申請の際の注意点等
	<b>2. 変更の届出</b> …変更の届出が必要ある場合とない場合、期限、必要な書類等
	<b>3. 加算・減算等の届出</b> …算定単位数が増える（減る）際の届出が必要な場合、期限、必要な書類等
	<b>4. 報酬の算定</b> …各加算を算定する際の留意
	<b>5. 人員基準</b> …常勤・非常勤について、平
	<b>6. 運営基準</b> …運営についての留意点等
	<b>7. 設備基準</b>

※該当サービスの項目において個別のサービスについては以下の通りです。

①日中系サービス…療養介護、生活介護、就労移行支援、就労

②訪問系サービス…居宅介護、重度訪問

③系サービス…就労移行支援、就労

1～7の各項目をクリックすると、その項目のQ&A集を見ることができます。

②該当サービスや項目から見たいQ&Aを探す。

④報酬の算定		<a href="#">(目次に戻る)</a>	
N	該当サービス	項目	質問事項
1	全サービス (訪問系サービスを除く)	サービス管理責任者 (児童発達支援管理責任者)	サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）が急遽辞めてしまい不在となっていました。この場合減算はどうなるのでしょうか。
2	全サービス	利用者負担上限額管理加算	以下の月について、加算の算定ができるか教えてください ①上限額 ②上限額 ③上限額
3	全サービス (訪問系サービスを除く)	定員超過利用減算	やむをえない理由があり定員を超過して利用者の受け入れを行いました。そのような場合に減算になるのでしょうか。
4	日中系サービス 障害児通所	福祉専門職員配置等加算	多機能型事業所の場合、配置割合等の計算は個々のサービス毎に行い、個々のサービス毎に加算を算定するのでしょうか。

リンクと記載のあるものはクリックすると該当ファイル、ページを見ることができます。

該当サービスの列は、そのQ&Aがどのサービスに係るものかを示しています。

①指定申請手続き

[\(目次に戻る\)](#)

No	該当サービス	項目	質問事項	回答
1	全サービス	申請期間	障害福祉サービスを始めたいのですが、指定を受けるまでにはどれくらいの時間がかかりますでしょうか。	<p>申請書類は、事前に図面相談を行ったうえで、県HPに掲載の必要書類チェックリストにより、申請者の責任の下、不足書類がないかチェックのうえ、郵送で提出してください。書類が不足し、基準充足の審査ができない場合、申請書を返却させていただきます。</p> <p>ただし、<b>就労継続支援A型事業所</b>については事業収入によって利用者に対して賃金を支払う必要があります。そのため適切に事業が行えるか（賃金をまかなうだけの事業収入が見込まれるのか）の確認を終えてからの申請書提出となりますので、さらに多くの時間を要することとなります。</p> <p>つきましては、時間に余裕をもって申請をするようお願いいたします。</p> <p>図面相談、収支確認及び指定申請書の提出については、下記URLの「障害福祉サービス事業等の申請者の方へ」を必ずご確認ください。</p> <p><a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/for-jigyousya.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/for-jigyousya.html</a></p>
2	全サービス	定款	株式会社やNPO法人で障害福祉サービス事業等を行うには、定款の目的にどのような文言が必要でしょうか。（社会福祉法人は定款準則のとおり）	<p>●<b>障害福祉サービスを行う場合</b>  <b>【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、共同生活援助】</b>  ⇒「<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業（若しくはそれぞれのサービス名）</u>」</p> <p>●<b>一般相談支援事業を行う場合</b>  <b>【地域移行支援、地域定着支援】</b>  ⇒「<u>障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業（若しくはそれぞれのサービス名）</u>」</p> <p>●<b>障害児通所支援事業を行う場合</b>  <b>【児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援】</b>  ⇒「<u>児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（若しくはそれぞれのサービス名）</u>」</p>

3	全サービス	多機能型	今まで多機能型事業所だったものを各サービス毎の単独型事業所にするときにはどのような手続きが必要ですか。	<p>●障害福祉サービス事業所と障害福祉サービス事業所、若しくは障害児通所支援事業と障害児通所支援事業所の多機能型事業所 ⇒2つのサービスを多機能型の事業所として申請している場合にそれぞれを単独型事業所にするには、一方のサービスを廃止してそのサービスについて再度新規指定申請をする必要があります。</p> <p>●障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業の多機能型事業所 ⇒2つのサービスを多機能型の事業所として申請している場合にそれぞれを単独型事業所にするには、多機能型から単独型へ変更するという変更届と、定員区分の変更等に伴う加算の変更届が必要となります。</p> <p>※多機能型事業所から単独型事業所に変更するに伴い定員変更が必要な場合があります。定員減の変更をする場合、変更届となります。一方で定員増の変更をする場合、サービスによっては、変更申請が必要となります。変更申請は新規指定申請と同様の提出期限までに申請する必要があります。（単独型の場合、生活介護及び就労継続支援B型の最低定員は20名。就労移行支援及び就労継続支援A型の最低定員は10名となります。）</p>
4	全サービス	賃貸借契約	必要な書類として賃貸借契約書の写しとありますが、何を確認するのでしょうか。	<p>事業を行う建物が確保されていることの担保として、賃貸契約書の写しの提出を求めています。借主は代表者などの個人ではなく申請者（法人）である必要があります。</p> <p>また、目的が「住居」や「店舗」および「事務所」などとされている場合、障害福祉サービス等の事業所として使用する旨の覚書を貸主と交わし、その写しも添付するか、賃貸借契約書に用途を明記してください。</p> <p>なお、賃貸借契約が不動産業者を介さない場合、別途賃貸人の所有権を確認する書類が必要になります。（建物登記の写し、直近の納税通知書の写し等）</p>
5	全サービス	建物の完成時期	建物がまだ工事中なのですが、申請書類の受理はしてもらえるのでしょうか。	<p>できません。</p> <p>建物が完成し、備品の搬入を終え、利用者を受け入れる体制が整ってからの申請書提出、審査となります。</p>
6	全サービス	写真	事業所の写真を撮影・提出する際に気を付けることはありますか。	<p>事業所の様子を確認するため、カラー写真の添付を求めています。</p> <p>建物の外観・玄関・トイレ・洗面・訓練作業室など設備基準上必要な部分の写真に番号をつけ、平面図上に撮影位置・方向を番号と矢印で示してください。（事業所として使用する場所は全て、死角がないように撮影してください）</p> <p>なお、この写真は事業所が完成した状態で撮影してください。壁や床など内装が整っていなかったり、事業で使用する備品が配置されていない状態ではお受け取りできません。</p>



7	全サービス (居宅介護等を 除く)	サービス管理 責任者(児童 発達支援管理 責任者)の研 修修了時期	サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)の研修修了時期が指定日以前には修了するが申請書の提出日に間に合いません。申請書類の受理はしてもらえるのでしょうか。	研修の受講決定が確認が出来る場合は、以下の流れで申請書の受付をします。 指定申請書に、①研修の受講決定が確認できる書類(受講決定通知書等)②当該研修を事業所が指定日までに受講させ、研修修了証の写しを指定日前日までに提出する申立書を添付する。 研修修了後、速やかに研修修了証の写しを指定日前日までに提出する。
8	全サービス	法人変更	合併や事業譲渡により申請法人が変更になった場合の手続き方法を教えて下さい。	<p>法人格としての継続性が認められない限り、既存の事業所を廃止すると同時に、変更後の法人による新規の指定申請が必要となります。(例えば株式会社が運営する事業所をNPO法人に引き継ぐ場合等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業譲渡の場合は、譲渡する法人からの廃止届と、譲渡を受ける法人による新規指定の申請が必要です。</li> <li>・合併については、吸収合併の場合において存続する会社が運営している事業所に関しては、引き続き運営することができます(法人の名称、所在地、代表者等の変更を伴う場合はその旨の変更届は必要)が、合併により消滅する会社が運営している事業所、あるいは、新設合併(既存の会社をすべて解散し、新たな会社を設立してそこへ事業譲渡する)の場合は、上記と同様に廃止と再度の指定申請が必要となります。</li> <li>・有限会社から株式会社への変更は、法的には「商号変更」として扱われることから、手続きは「廃止・新規指定」ではなく、法人の名称変更による変更届で可能です。</li> <li>・合同会社(合名会社・合資会社)から株式会社への変更(その逆も可)は、会社法において規定されている「組織変更」にあたり、法人格の継続性が認められる変更であることから、法人の名称変更による変更届で可能です。(ちなみに、合同会社、合名会社、合資会社の相互間の変更は「組織変更」に当たらず、定款の変更のみで可能です。)</li> </ul>

9	共同生活援助 児童発達支援 短期入所	型の変更に ついて	<p>①共同生活援助（介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型）          ②児童発達支援、児童発達支援センター          ③短期入所（併設型及び空床利用型⇔単独型）          ④短期入所（併設型⇔空床利用型）</p> <p>①から④のそれぞれのサービスにおいて、既に指定を受けている型を変更する場合の手続きはどのように行えばよいでしょうか。</p>	<p>障害者総合支援法施行規則及び児童福祉法施行規則いずれにも変更届で処理すべき内容にサービス種別は規定されておらず、また、人員基準や設備基準等が異なってきます。</p> <p>よって、①から③において、型を変更する場合、サービス種別の変更となることから、既存の事業所を廃止すると同時に新規の指定申請が必要となります。</p> <p>ただし、④については、サービス種別の変更にはあたりませんが、人員基準や設備基準等が同様の点もあることを鑑み変更届とします。</p>
10	日中系サービス 障害児通所	申請調書	<p>日中活動系サービス事業所（共同生活援助・障害児通所支援事業所）の申請調書にはどのような内容を記載するのでしょうか。</p>	<p>障害福祉サービス事業等の実施にあたっては、障害者総合支援法や児童福祉法だけでなく他法令も遵守する必要があります。他法令については当課で判断できませんので、以下の法令についてそれぞれの所管部署に確認し、「申請調書」に記入してください（該当無しの場合も、照会先の部署名、担当者名、電話番号、照会方法及び照会日を記載してください）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建築基準法…事業を行うために建物の用途変更が必要となる可能性があります。用途変更が必要な場合は、事業を開始する前までに用途変更の手続きを終える必要があります（届出+検査（確認）済証まで）ので、建築士にご相談ください。</li> <li>●消防法…防火対象物使用開始届（押印あり）の届出及び添付が必要になります。建物にスプリンクラーや自動火災報知設備などの消防設備の設置が必要となる可能性があるため、消防部に確認してください。設備が整っていない場合は、事業を開始する前までに設置工事を終える必要があります。</li> <li>●都市計画法…市街化調整区域で事業を行う場合、開発許可が必要となります。そのため建築部局と手続きをしてください。（市街化調整区域でない場合は「該当なし」にチェックをしてください。）</li> </ul>

11	全サービス	申請調書	<p>建築基準法、消防法、都市計画法の基準を満たしているか確認したいのですが、どちらに照会をすればよいのでしょうか。</p>	<p>●建築基準法…愛知県建築局建築指導課及び特定行政庁・限定特定行政庁となる市町村の建築所管課が窓口となります。詳細は以下のリンク先を確認してください。  <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/kenchikukakninmadoguchi.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/kenchikukakninmadoguchi.html</a></p> <p>なお、図面等により具体的に建築基準法を満たしているか確認したい場合は、建築士にご相談ください。</p> <p>●消防法…各市町村の消防部局が窓口となります。各市町村の消防本部にお問い合わせください。</p> <p>●都市計画法…開発許可申請書等は、開発区域に係る市町村に提出してください。詳細は、愛知県建築局建築指導課開発グループがまとめた以下のリンク先を確認してください。  <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/kaihatu-tokei-top.html#1">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/kaihatu-tokei-top.html#1</a></p>
----	-------	------	--	--

②変更の届出

[\(目次に戻る\)](#)

No	該当サービス	項目	質問事項	回答
1	全サービス	届出の期限	変更の届出はいつまでに行えばいいでしょうか。	変更の事実があった日から、10日以内に愛知県障害福祉課に届くように届出書を郵送してください。
2	全サービス	届出書類	変更の届出にはどのような書類が必要でしょうか。	<a href="#">リンク⇒障害福祉サービス等の変更届に必要な書類一覧（居宅介護・生活介護・就労継続支援等）</a>  <a href="#">リンク⇒障害児通所支援事業等の変更届に必要な書類一覧（児童発達支援・放課後デイ等）</a>
3	全サービス	届出が必要な項目	どのような項目が変更になった場合に変更届を提出すればよいのかわかりません。	「変更届に必要な書類一覧（上記参照）」に「変更の届出を要する事項」の項目がありますので、ご確認ください。
4	全サービス	登記簿の内容変更	登記簿の内容が変更になったのですが、登記に時間がかかり、変更から10日以内に必要書類を揃えて提出できません。どうすればよいでしょうか。	登記簿の変更については、登記簿の変更が完了し、書類が揃いましたら変更届を早急に提出してください。（※登記簿の内容の変更に限っては、変更日から10日を過ぎても構いません）
5	全サービス	定員の変更	定員を変更する場合は、「運営規程」の変更として、必要書類を揃えて変更届を提出すればよいのでしょうか。	下記※の場合を除く、定員の増加・減少は変更届の提出で可能です。 ※生活介護・施設入所支援・就労継続支援A型・B型・児童発達支援・放課後等デイサービス・障害児入所支援で定員を増やす場合は変更届の提出では受付はできません。変更申請の手続きが必要になります。 変更申請については「事業所の変更等の手続きについて」の（2）をご確認ください。  質問2のリンク先を参照してください。
6	全サービス	事業所の移転	事業所を移転するにはどのような手続きが必要でしょうか。	移転先が設備基準を満たしているかどうかの事前確認が必要になります。基準上問題なければ、その後変更届を提出していただきます。
7	全サービス	運営規程の変更	職員の異動があり運営規程の記載内容の変更がありました。軽微な変更なのですが、その都度届出を行う必要はあるのでしょうか。	ありません。 職員の異動、退職等により、年間を通じて人員の配置基準は満たしているものの、従業員数が変動する場合は、その都度変更届を提出する必要はなく、毎年4月1日現在の状況を前年度と比して、変更がある場合に提出してください。
8	全サービス	サービス（児童発達支援）管理責任者のみなし	研修の修了要件について、前任者がやむを得ない事由により不在となったことにより、みなしで配置していたサービス（児童発達支援）管理責任者が研修を修了しました。届出は必要でしょうか。	必要です。 変更届出書の変更前の欄にみなしであった旨、変更後の欄に研修を修了した旨を記載の上、経歴書・修了証の写しを添付して届出を行ってください。
9	障害児通所支援事業	主な利用者の変更について	主な利用者（主として重症心身障害児を通わせるか否か）を変更した場合の手続きはどのようにしたらよいか。	設備基準を満たしているかどうかの事前確認を行った上で、変更届をご提出ください。なお、合わせて適用月の前月15日までに体制届（加算届）をご提出していただく必要があります。

③加算・減算の届出

[\(目次に戻る\)](#)

No	該当サービス	項目	質問事項	回答
1	全サービス	届出書類	単位数の変更の予定がありますが、どのような場合に届出すればよいのかわかりません。また、届出にはどのような書類が必要でしょうか。	<a href="#">リンク⇒加算等の届出について（障害者総合支援法）</a>
				<a href="#">リンク⇒加算等の届出について（児童福祉法）</a>
2	全サービス	届出の期限 (単位数が増える場合)	算定する単位数が増える場合は、いつまでに届出を行えばよいのでしょうか。 (新しい加算の算定、加算の区分の変更、減算の解消、人員区分の変更etc)	前月の15日まで（消印有効）に届くように届出を行ってください。
3	全サービス	届出の期限 (単位数が減る場合)	算定する単位数が減る場合は、いつまでに届出を行えばよいのでしょうか。 (加算の取り下げ、加算の区分の変更、減算の開始、人員区分の変更etc)	事実が分かり次第早急に届出を行ってください。
4	日中系サービス	平均利用者数 (人員配置区分) (夜間支援体制加算)	新規又は定員増の時点から、直近6ヵ月間又は1年間の利用実績により、人員配置区分や夜間支援体制加算の算定単位数の変更を届け出ようと思うのですが、実績が当該月の前月末日に確定するため、単位数が増える場合は前月の15日までの届出の期限に間に合いません。どうすればよいのでしょうか。	新規又は定員増の時点から、直近6ヵ月間又は1年間の利用実績により算定する事業所は、この届出時において、最終月の利用実績が未確定の場合、当該最終月のみ推定値により、届出を行ってください。ただし、届出後、推定値が実績と異なり、加算要件を満たさなくなる場合は、速やかに取下げ書(任意様式)を提出してください。
5	日中系サービス 共同生活援助 障害児通所	専門職員配置等	福祉専門職員配置等加算（1）の加算届にその登録証のコピーを添付する必要がありますが、現在登録申請中で手元には合格証しかありません。この場合、登録証の代わりに合格証を添付してもよいのでしょうか。	福祉専門職員配置等加算（1）は「直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士（以下、社会福祉士等）である従業者の割合が100分の35以上」の場合に算定できる加算です。 社会福祉士等は合格後に登録の申請を行うことで正式に社会福祉士等になります。そのため合格証では認められません。
6	生活介護 障害児通所	延長支援加算 特別支援加算	延長支援加算（特別支援加算）を算定する対象の利用者が追加になります。届出は必要でしょうか。	必要です。 従前から加算を算定している場合であっても、対象者を追加する際は、その都度前月の15日までに届出が必要になります。 (※その場合の個別支援計画（特別支援計画）の写しの添付は、追加の対象者のもののみで可です)
7	居宅介護等	特定事業所加算	特定事業所加算を算定する場合、特定事業所加算に係る届出書のみ添付すればよいのでしょうか。	特定事業所加算に係る届出書のみでなく、届出書に記載した要件を確認できる書類を全てご用意し、添付していただく必要があります。

## ④報酬の算定

[\(目次に戻る\)](#)

No	該当サービス	項目	質問事項	回答
1	全サービス (訪問系サービスを除く)	サービス管理責任者 (児童発達支援管理責任者)	サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)が急遽やめてしまい不在となっていました。この場合減算はどうなるのでしょうか。	サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)が欠如した月の翌々月から所定単位数の30%を減算し、減算適用が5月目に至った場合、所定単位数の50%を減算します。(減算適用5月目から減算率20%引き上げ)。
2	全サービス	利用者負担上限額管理 加算	以下の月において、加算の算定ができるか教えてください。 ①上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない月 ②上限額管理事業所及び他事業所を利用した月 ③上限額管理事業所の利用がなく、他の事業所のみを利用した月	利用者負担上限額管理加算は、利用者負担額の合計額の管理を行った場合に算定できるため、以下のとおりとなります。 ①上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できません。 ②上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できます。 ③上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できます。
3	日中系サービス 障害児通所	定員超過利用減算	やむをえない事由があり定員が超過して利用者の受け入れを行いました。どのような場合に減算になるのでしょうか。	・利用定員50人以下において、1日の利用者数が利用定員の100分の150を乗じて得た数を超える場合 ・利用定員51人以上において、1日の利用者数が利用定員から50を差し引いた数に100分の125を乗じて得た数に、75を加えて得た数を超える場合 ・直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合。ただし、定員が11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合
4	日中系サービス 障害児通所	福祉専門職員配置等加算	多機能型事業所の場合、配置割合等の計算は個々のサービス毎に行い、個々のサービス毎に加算を算定するのでしょうか。	多機能型事業所全体で、配置割合等の計算を行い、要件を満たす場合には、多機能型事業所全体の利用者に対して加算を行うこととなります。
5	日中系サービス 障害児通所	欠席時対応加算	欠席時対応加算算定日は実際の利用日数に含めるのでしょうか。 例として、支給日数が月20日で、欠席時対応加算を1日算定した場合に利用可能日数は19日となるのでしょうか。	欠席時対応加算算定日については、実利用日に含みません。 したがって、例の場合であっても、20日の利用が可能です。
6	日中系サービス 障害児通所	欠席時対応加算	欠席時対応加算における「連絡調整その他の相談援助」とはどのようなことを行えばよいのでしょうか。	利用者の状況やいつから来ることができるかなどの確認や、連絡調整の内容(連絡を受けた日、利用者名、欠席日、欠席理由、誰から連絡があったか、連絡を受けた職員名、利用者の状況、次回通所予定日等)を記録することが必要です。(※記録に用いる様式は任意様式になります。)
7	日中系サービス 障害児通所	欠席時対応加算	どのような理由で利用者が欠席した場合に欠席時対応加算の算定は可能でしょうか。	利用者本人に通所する意思があり本来何事もなければ通所していたはずが、不可抗力で通所不可となった場合に算定が可能です。 (例：利用者の急病、家族の急病及び死去、送迎を行う保護者の急病etc)
8	日中系サービス 障害児通所	多機能型事業所の 基本報酬に係る定員区分	多機能型事業所で請求を行う場合には、定員区分はサービス毎それぞれの定員数でみるのか、合算した定員数でみるのかどちらでしょうか。	「日中系サービス同士」の多機能型の場合は合算でみることになります。 「日中系サービスと障害児通所」及び「障害児通所同士」の多機能型の場合は、人員配置により下記の2通りになります。 ①管理者のみが兼務をしている場合 → サービス毎それぞれの定員数 ②管理者以外での兼務が多機能型事業所内である場合 → 合算した定員数 ※いずれの場合も、設備を共有していないことが前提です。
9	日中系サービス	初期加算	同じ事業所で解約後に期間が空き、再度契約し利用する場合に、初期加算の算定は可能でしょうか。	サービス等利用計画を勘案の上、アセスメントや個別支援計画の見直しの必要性が初回利用の場合と同程度あれば算定可能です。
10	日中系サービス	初期加算	欠席時対応加算を算定した日については初期加算を算定は可能でしょうか。	初期加算を算定できるのは実際に利用した日のみですので算定できません。

11	生活介護	送迎加算（重度）	生活介護の送迎加算（重度）においては、区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上であることを届出た場合、通常の送迎加算とは別に加算されますが、この100分の60以上というのは送迎の際、毎回満たしていないといけないのでしょうか。それとも月の平均でよいのでしょうか。	送迎加算自体が「原則として、当該月において、1回の送迎につき、平均10人以上の利用者が利用し」となっていることから、当該月の平均で区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の合計数の100分の60以上であれば算定できます。
12	生活介護	送迎加算（重度）	生活介護の送迎加算（重度）においては、区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上であることが要件となりますが、ここでいう利用者の数とは「事業所の利用者の数」と「送迎を利用する利用者数の数」のいずれになりますでしょうか。	「送迎を利用する利用者数の数」となります。
13	生活介護 障害児通所	開所時間減算	運営規程に定める営業時間が6時間未満である場合は減算となりますが、この「営業時間」とは運営規程における『営業時間』と『サービス提供時間』のどちらを指すのでしょうか。	開所時間減算における「営業時間」は運営規程における『サービス提供時間』となります。なお、このサービス提供時間には、送迎のみを実施する時間を含まれません。
14	生活介護 障害児通所	延長支援加算	延長支援加算について営業時間が8時間でサービス提供時間が7時間あります。延長支援加算の算定は可能でしょうか。	算定できません。 サービス提供時間が8時間以上あり、その前後において計画に基づいた支援を行った場合に算定できます。 ※ただし、令和6年4月1日以降の生活介護においては、サービス提供時間が9時間以上ある場合が対象です。
15	生活介護 障害児通所	延長支援加算	延長支援の時間帯に、超過（時間外）勤務職員が対応することにより、延長支援加算を算定は可能でしょうか。	算定できません。
16	障害児通所	延長支援加算	児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型で、サービス提供時間がそれぞれ、児童発達支援『9:00～13:00』放課後等デイサービスが『14:00～19:00』です。この場合、サービス提供時間が合計8時間以上あるので、延長支援加算を算定要件を満たしているとして問題ないでしょうか。問題ないのであれば、どの時間で延長した場合に加算の算定ができるのでしょうか。	合計のサービス提供時間が合計8時間以上あるため、算定要件を満たします。 また、左記の例において加算を算定できるのは、9:00より前にサービス提供を行った場合、及び19:00以降にサービス提供を行った場合になります。
17	日中系サービス	食事提供体制加算	弁当の外注をすることにより、食事提供体制加算の算定は可能でしょうか。	施設外で調理されたものを提供する場合は、クックチル、クックフリーズ、真空調理（真空パック）又はクックサーブにより提供されたものに限り、食事提供体制加算の算定が可能です。 従って、上記の方法により提供されない弁当の外注では加算の算定はできません。
18	就労系サービス	食事提供体制加算	施設外就労により就労している利用者について、食事提供加算の算定は可能でしょうか。	事業所から施設外就労先の企業へクックサーブで再度提供した場合、もしくは業者から直接施設外就労先の企業へクックサーブ等で提供された場合は算定は可能です。 また、施設外就労している利用者が、昼食時のみ事業所に戻り食事した場合にも算定できます。 （※事業所に戻った場合は事業所において食事提供体制加算の要件を満たしている場合に限りません。）
19	就労継続支援B型	目標工賃達成指導員配置加算	目標工賃達成指導員は、職業指導員や生活支援員との兼務は可能でしょうか。また非常勤でも可能でしょうか。	兼務はできません。 非常勤職員として配置することは可能です。
20	共同生活援助	日中支援加算	日中活動サービスを利用していたが、体調不良で早退し共同生活援助事業所において世話人等を配置し支援した場合は、日中支援加算の算定は可能でしょうか。	日中活動サービスを利用し早退した場合においても、日中系サービス側が（利用時間が短いなどの理由から）基本報酬を算定しなかった場合は、当該加算と基本報酬の算定が重複しないので算定が可能となります。

21	施設入所支援	入院・外泊時加算	施設入所の利用者が5月1日から入院し5月13日に退院しましたが、事業所に戻らずそのまま自宅に外泊しています。 この場合、入院・外泊時加算の算定は 5月1日 入院 5月2日～5月9日 入院・外泊時加算（Ⅰ） 5月10日～入院・外泊時加算（Ⅱ） となりますが、5月13日以降の算定は ①事業所に戻らず外泊となっているため引き続き入院・外泊時加算（Ⅱ）で請求 ②場所が変わったため日数を一旦リセットして入院・外泊時加算（Ⅰ）で請求 のどちらでしょうか。	①となり、5月10日以降は入院・外泊時加算（Ⅱ）での請求となります。
22	障害児通所	特別支援加算	理学療法士等が特別支援計画の作成を行い、無資格者が当該計画に基づいて支援を行った場合にも加算の算定はできるでしょうか。	可能です。 理学療法士等が特別支援計画の作成、見直し等を行っている場合、理学療法士等以外の従業者のみで当該計画に基づいた支援を行った日についても加算の算定対象になります。
23	障害児通所	児童指導員等加配加算 専門的支援加算	理学療法士等の要件で、「厚生労働大臣が定める基準」として、国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者について、同行援護従業者養成研修応用過程を修了した者は含まれるでしょうか。	含まれません。
24	障害児通所	児童指導員等加配加算 専門的支援加算	大学で心理学の単位を取得すれば加算の算定はできるでしょうか？	学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものである必要があります。 本県では「臨床心理士」、「公認心理士」、「学校心理士」、「臨床発達心理士」についてのみ認めております。
25	就労継続支援B型	基本報酬区分	年度途中で平均工賃月額区分を変更することはできるのでしょうか？	できません。 ただし、新規指定事業所については、支援の提供を開始してから6月経過した月から当該年度の3月までの間は、支援の提供を開始してからの6月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができるため、年度途中でも区分変更ができます。



⑤人員基準

[\(目次に戻る\)](#)

No	該当サービス	項目	質問事項	回答
1	全サービス	常勤	常勤とはどのような勤務の形態をいうのでしょうか。正規職員であれば常勤になるという考えでよいのでしょうか。	障害福祉サービス等の制度上での「常勤」とは正規雇用・非正規雇用の区別を指すものではありません。 「常勤」とは、指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、「就業規則」等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいいます。 したがって、非正規雇用の従業者であってもこの時間数に達していれば勤務形態一覧表に「常勤」として記載されます。 ※当該法人又は事業所で定めた「就業規則」が根拠となります。従業者が10人未満で就業規則の作成義務がない場合でも、常勤換算を制度上算定するための根拠として必要であるため、常勤者の勤務時間に関する規則を定める必要があります。(最低週32時間)
2	全サービス	超過(時間外)勤務	超過(時間外)勤務による勤務時間は、常勤換算に含まれますでしょうか。	含まれません。
3	全サービス	常勤換算	常勤換算の方法を教えてください。	常勤換算は、対象職員の勤務時間の総計を※ <u>常勤職員の勤務すべき時間</u> で除す(割る)ことにより求められます。(小数点第二位以下を切り捨て) 例) 4週160時間勤務の常勤職員が2名、4週120時間勤務の非常勤職員が1名の場合 (160時間×2名 + 120時間×1名) ÷ 160時間 = 2.75 → <b>2.7</b> ※祝日等により、 <u>常勤の勤務すべき時間数</u> が減少した月については、その時間数で除することにより常勤換算を行います。
4	全サービス	常勤の勤務すべき時間数	変形労働時間制を採用している場合に、常勤換算の計算をする上での「常勤の勤務すべき時間数」の考え方を教えてください。	※変形労働時間制を採用している場合については、同じ勤務条件の常勤者であっても、シフトによって一定期間の労働時間の合計数が異なることが考えられますが、この場合も「勤務形態一覧表」を作成する当該月における労働時間の最も多い人の時間数を常勤の勤務すべき時間数として当該月の常勤換算の算定に用いることとします。 例えば、変形期間が1か月で、起算日が毎月1日とした場合は、上記の最多の時間数に満たない者は「非常勤」という扱いになるので注意をしてください。
5	全サービス	兼務	従業者、管理者、サービス(児童発達支援)管理責任者及び相談支援専門員について、それぞれどのような形態の兼務が認められるのか教えてください。	集団指導【職員の兼務に係る留意事項について】をご確認ください。

6	全サービス	兼務	管理者が従業者と兼務を認められる場合、勤務すべき時間を教えてください。	管理者の兼務が認められる場合における前提として、管理業務に支障が無いことが求められますので、管理者として、常勤の勤務すべき時間数の半分以上の時間は勤務することとしてください。
7	日中系サービス	平均利用者数	人員基準を計算する際の平均利用者数の計算方法がわかりません。	当該年度の前年度の利用者延べ数を開所日数で割った数となります。
8	生活介護 障害児通所	嘱託医	生活介護、児童発達支援センター、児童発達支援（重症心身障害児対象）、及び放課後等デイサービス（重症心身障害児対象）については、嘱託医の配置が「1人以上」とされていますが、月あたりどの程度の時間数の配置が必要なのでしょうか。	月に最低1回以上、利用者全員の健康状態の把握等が可能な時間数の配置が必要です。
9	生活介護	看護職員	生活介護における看護職員については、単位ごとに「1以上」配置しなければならないとされていますが、これは常勤換算方法により1人以上を配置しなければならないということでしょうか。	日常的な利用者1人1人の健康状態を把握することができる時間数（勤務形態）の確保が必要です。詳細は集団指導【各種サービスの人員配置基準に係る留意事項について】をご確認ください。
10	共同生活援助	兼務	サービス管理責任者が世話人および生活支援員を兼務することは可能でしょうか。	共同生活援助事業におけるサービス管理責任者については、世話人又は生活支援員のいずれかの職務とのみ兼務することが可能です。但し、兼務により勤務する事業所は、当該事業所に限られるため、注意してください。また、入居定員20人以上の場合は、専従に努めてください。
11	障害者支援施設 短期入所	必要職員数	併設型（空床利用型）短期入所を行う障害者支援施設における、基準上の必要職員数はどのように計算するのでしょうか。	併設型（空床利用型）短期入所を行う障害者支援施設においては、日中サービスの事業所と短期入所事業所の平均利用者数を基に必要職員数を計算します。  (例) 生活介護＝定員40名 施設入所支援＝定員40名 短期入所（併設型）＝定員2名 生活介護平均利用者38.7名 平均障害支援区分5.1 短期入所利用者平均1.2名 ①人員配置体制加算の算定なし →必要職員数は「 $(38.7+1.2) \div 3 = 13.3$ 」 ②人員配置体制加算（Ⅱ）（2：1）を算定 →必要職員数は「 $(38.7 \div 2) + (1.2 \div 3) = 19.75 \rightarrow 19.8$ 」※  ※併設型（空床利用型）短期入所における必要職員数は、本体施設の指定基準又は最低基準において必要とされる数です。そのため②のケースでは、短期入所の利用者から常勤換算を算出する場合は加算算定上の人員配置区分の「2:1」で割るのではなく、当事業所で必要な最低基準配置となる「3:1」で割ればよいので、 $1.2 \div 3 = 0.4$ そのため、この施設で必要な常勤換算は双方を合計した「 $19.35 + 0.4 = 19.75 \rightarrow 19.8$ 」となります。
12	共同生活援助 (日中サービス支援型を除く)	配置時間帯	共同生活援助(日中サービス支援型を除く)の人員配置はどの時間帯に行うべきなのでしょうか。	集団指導【職員の兼務に係る留意事項について】をご確認ください。
13	障害児通所・入所	児童指導員	児童指導員の任用資格にはどのような資格が該当しますでしょうか。	集団指導【児童指導員について】をご確認ください。

14	障害児通所・入所	児童指導員	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程及び行動援護従業者養成研修を修了した場合は、児童指導員の任用資格に該当するのでしょうか。	該当しません。 左記の研修修了者は、児童指導員等加配加算での児童指導員等には該当しますが、児童指導員の任用資格者には該当しません。
15	障害児通所・入所	児童発達支援管理責任者	児童発達支援管理責任者の実務要件に加えられた「老人居宅介護等事業（介護保険法）の従事期間を除いた3年以上」に、老人居宅介護等事業における障害を有する高齢者等の支援は、障害者への直接支援の実務経験として評価・算入できるのでしょうか。	算入できません。
16	障害児通所	利用者なし	サービス提供日に利用者が0人の場合においても、職員の配置は必要でしょうか。	利用者が0人の場合も基準上必要な常勤職員（管理者、児発管、児童指導員等（1名以上））の配置は必要です。
17	障害児通所	重心対象	主として重症心身障害児を対象とする場合は、嘱託医、看護職員、児童指導員または保育士、機能訓練担当職員がそれぞれ1以上必要ですが、1以上とは常勤換算で1以上必要なのでしょうか。	常勤換算で1以上ではありません。 嘱託医及び機能訓練担当職員を除く左記の職種については、サービス提供時間を通じて1名以上の配置が必要になります。 ※嘱託医は月に1回以上利用者全員の健康状態の把握等が可能な時間数が最低限必要です。 ※機能訓練担当職員は機能訓練を行う時間帯に配置が必要となります。ただし、主として重症心身障害児を対象とする福祉型児童発達支援センターにおいては、サービス提供時間を通じて機能訓練担当職員の配置が必要となります。
18	障害児通所	重心対象	主として重症心身障害児を対象とする場合の、機能訓練担当職員には、「看護師」は含まれますでしょうか。	含まれます。 ※なお重心でない障害児に対して機能訓練を行う場合は、「看護師」は含まれません。
19	同行援護	同行援護従業者養成研修	従業者の同行援護従業者養成研修に相当すると認められる研修には何があるのでしょうか。	本県において同行援護従業者養成研修（一般課程）に相当すると認める研修は以下のとおり ▽本県が指定した(旧名称)居宅介護従業者等養成研修事業者が実施した、次の年度内に修了した研修 ・ 重度視覚障害者研修課程（平成12年度～平成16年度） ・ 視覚障害者移動介護従業者養成研修課程（平成16年度～平成23年度） ・ 視覚障害者外出介護従業者養成研修課程（平成19年度～平成23年度） ● 本県において同行援護従業者養成研修一般課程及び応用課程に相当するものと認める研修は以下のとおり ▽社会福祉法人日本盲人会連合が実施した、次の年度内に修了した研修 ・ 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修（平成20年度～平成23年度）

## ⑥運営基準

[\(目次に戻る\)](#)

No	該当サービス	項目	質問事項	回答
1	全サービス	キャンセル料	利用者が急に利用をキャンセルした場合に、キャンセル料を設定し、徴収することはできるのでしょうか。	利用をキャンセルしたことによって得られなかった利用料に対してのキャンセル料の徴収はできません。 ただし、キャンセルによって発生した材料費、弁当費などの損失に対する実費の徴収については、事前に利用者との協議を行い、同意を得ているのであれば可能です。
2	全サービス	勤務表	勤務表については、県の指定の様式を使わなければならないのでしょうか。 また、毎月作成は必要でしょうか。	事業所で用意した様式を、使用していただいても構いません。 ただし、基準では「事業所ごとに月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤非常勤の別、兼務関係等を明確にすること」されておりますので、各自で用意した様式を使う場合でも、必要事項を盛り込んだ勤務表を毎月作成してください。
3	日中系サービス	定員	定員を超えて利用者を受け入れることは可能でしょうか。	できません。 ただし、災害、虐待、その他※やむをえない事情がある場合を除きます。 ※やむをえない事情については、事業所の自己判断では認められませんので、事前に市町村又は県に確認をしてください。
4	障害児通所	重症心身障害児	主として重症心身障害児以外を受け入れるとして、重症心身障害児を受け入れる届出をしていない事業所において重症心身障害児を受け入れることはできるのでしょうか。	可能です。 ただし、嘱託医、看護職員、児童指導員（または保育士）、機能訓練担当職員の1以上の配置をし、その旨の届出をおこなっていない場合は、重症心身障害児ではない障害児を受け入れた場合の単位数での算定となります。
5	障害児通所	運営規程	障害児通所支援事業について、送迎費用の徴収は可能でしょうか。	厚生労働省より「障害児通所支援事業においては、送迎加算以外の実費徴収が規定されていないため、徴収は認められない。」旨の説明がありました。 本県においても、令和4年1月サービス提供分から「送迎加算以外の実費徴収」を認めないこととしております。
6	全サービス	個別支援計画	利用契約日より前にアセスメントを実施し、個別支援計画を作成することは可能でしょうか。	できません。 利用契約の締結→アセスメント→個別支援計画の作成→サービス提供の一連の流れを適切に行ってください。 なお、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者は、必要に応じて相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成に関与することができます。

⑦設備基準

[\(目次に戻る\)](#)

No	該当サービス	項目	質問事項	回答
1	設備基準	日中系サービス	障害福祉サービス等の訓練・作業室や障害児通所支援事業の発達支援室等について、必要面積の基準はあるのでしょうか。	<p>基準省令において訓練・作業室は「訓練等で作業に支障がない広さを有すること」とあり、明確に広さの規定がありませんが、愛知県で指定を受けるには下記の要件を満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス事業（日中系サービス）については「<u>定員1人当たり2㎡以上</u>」の訓練・作業室及び多目的室をそれぞれ求めています。たとえば定員20人の事業所の場合、訓練・作業室と多目的室で40㎡ずつ（合計80㎡）必要となります。</li> <li>・障害児通所支援事業の指導訓練室についても、基準省令において明確に広さの規定がありません（児童発達支援センターを除く）が、「<u>定員1人当たり3㎡以上</u>」の発達支援室を求めています。<u>必要面積は寸方で確保する必要があります</u>ので、図面上にその寸法を記載してください。</li> <li>・相談室・事務室については面積の基準はありませんが、相談室は4人程度入れる広さ、事務室は業務に支障のない広さの確保は必要です。</li> </ul>
2	障害児通所	多機能型	児童発達支援と放課後等デイサービスを多機能型事業所として指定を受ける場合に、発達支援室の共有は可能でしょうか。	<p>以下の①、②のケースにより異なります。</p> <p>①児童発達支援と放課後等デイサービスのサービス提供時間が重複しない場合 ⇒発達支援室の共用は可能です。</p> <p>②児童発達支援と放課後等デイサービスのサービス提供時間が重複する場合 ⇒共用はできません。それぞれの定員に応じた発達支援室を設置する必要があります。（※②のケースの場合は部屋としてそれぞれ壁などで分けられている必要があります。）</p>
3	設備基準	障害児通所支援事業	発達支援室は複数に分かれていても問題ないでしょうか。	<p>発達支援室が複数の居室に分かれている場合、目が届かない空間や時間が生じる恐れがあるため、基本的には一つの空間で支援を行う体制を整える必要があります。</p>

4	設備基準	訪問系サービス・通所系サービス	同一敷地内で訪問系サービスと通所系サービスを実施する場合、洗面所及び便所の共有は認められるか。	<p>基準省令第8条、解釈通知第三の2において、設備及び備品等については、運営に支障がない場合には、他の事業と共有することができることとされている一方で手指を洗浄するための設備等の感染症予防に必要な設備等については、特別の配慮が必要なことも同時に記載されています。他の事業の利用者と同じ設備を使用すると、施設内において感染が広がる可能性が高くなり、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策が重要視されている現状において適切ではないと考えられたため、洗面所及び便所については、他の社会福祉事業の利用者が使用するものとは別に、訪問系サービス専用のもを用意してください。</p>
---	------	-----------------	---	--

## 障害児通所支援事業所等における安全対策等について

令和5年4月1日より施行され、令和6年3月31日までの間は経過措置による対応が可能であった以下の点において、令和6年4月1日から完全義務化されますので、各事業所において適切にご対応ください。

### 【義務化の内容】

- ① 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- ② 事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、①の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- ③ 事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- ④ 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
- ⑤ 事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自転車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。
- ⑥ 事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つの後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

### 【対象】

上記全て	児童発達支援事業所（児童発達支援センター、共生型を含む。）、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所（共生型含む。）、
上記①～⑤	居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、
上記①②④⑤	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

### 【義務化対象の誤認防止について】

安全装置の装備が義務付けられた送迎用自動車については、これまでも周知を図ってきたとおり、通所を目的とした自動車のうち、座席（車椅子を使用する障害児が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。）が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として対象となっています。

本来は義務化対象となる送迎用自動車であるにも関わらず、誤った認識により安全装置を装備しないことがないように、別添2「安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ」を活用するなどして、誤認の防止を図ってください。

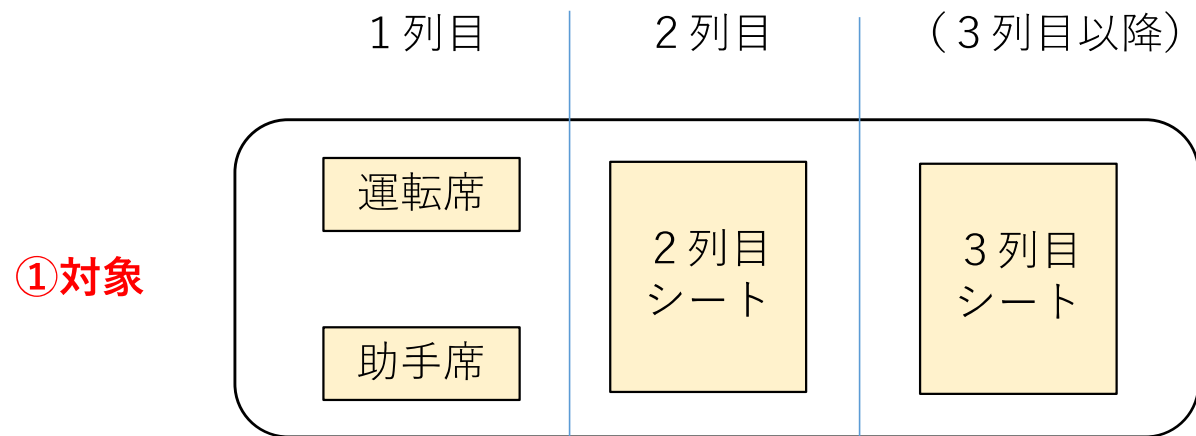
### 【参考】

- ・送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン  
(国土交通省ホームページ <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001579452.pdf>)
- ・送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて  
(こども家庭庁ホームページ <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>)
- ・保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について  
(厚生労働省子ども家庭局保育課 令和4年12月15日事務連絡)



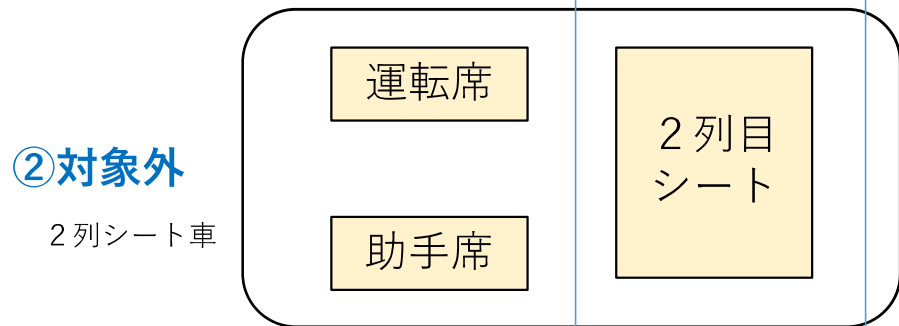
# 安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①

別添2

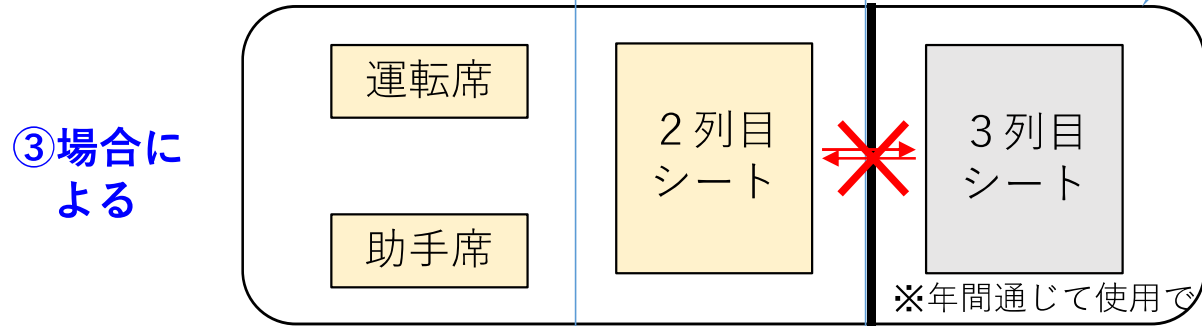


人が座るシート等

人が座らないシート

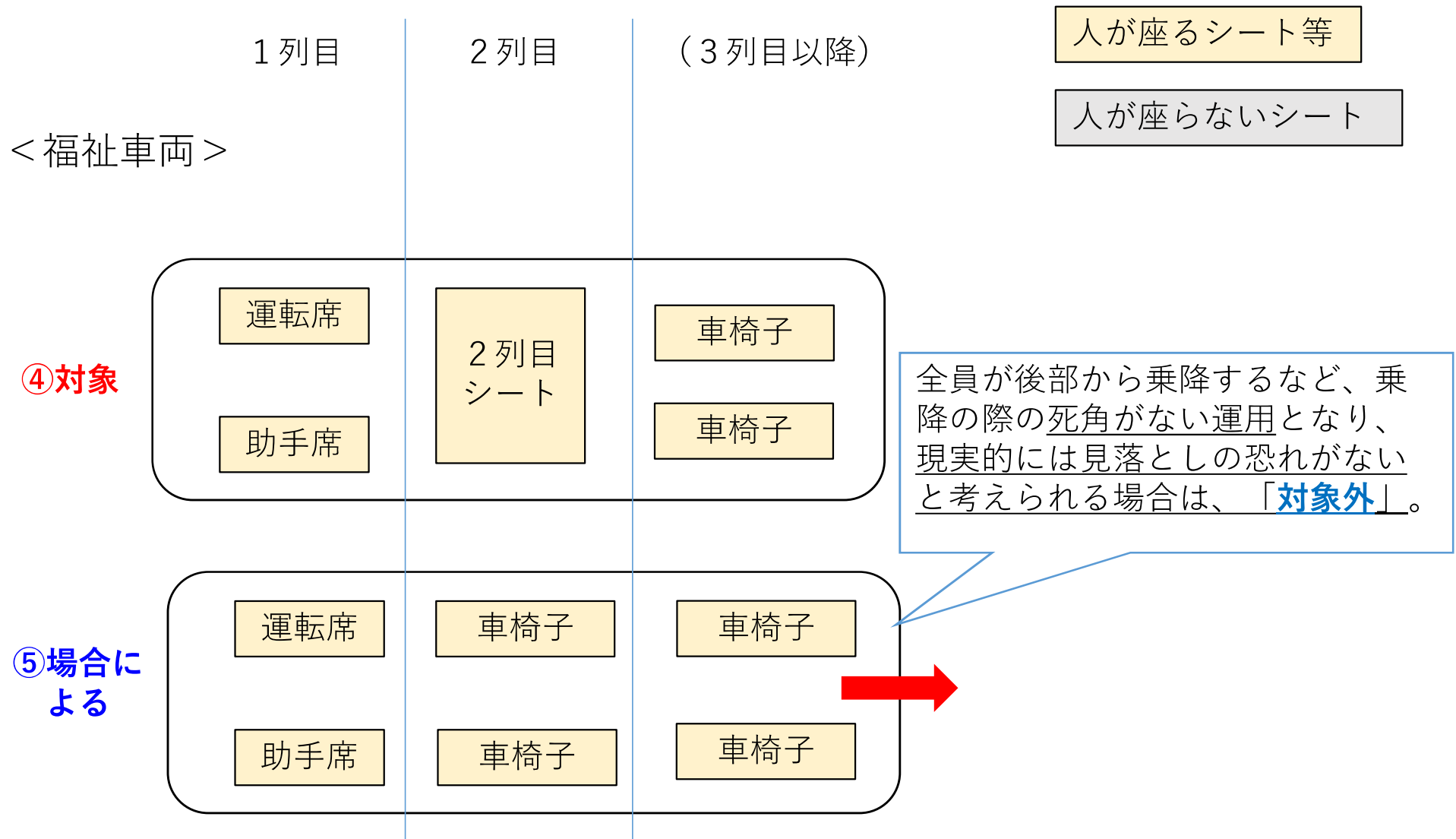


園児が確実に3列目以降の座席を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔離するなどしており、現実的には見落としの恐れがないと考えられる場合は、「**対象外**」。



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

# 安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

●令和6年4月1日以降も有効な経過措置

職種・加算等	要件等	経過措置の内容
<p>食事提供体制加算</p>	<p>事業所内で食事を作り提供した、又はクックチル、クックサーブ等特殊な方法で事業所へ搬入された食事を提供した場合、平成30年3月31日までの間加算を算定する。</p>	<p><u>要件追加の上、令和9年3月31日まで経過措置延長。</u>  <b>【追加された要件】</b>                      ①管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること                      ②利用者ごとの摂食量を記録していること                      ③利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回に記録していること</p>
<p>児童発達支援センターにおける食事提供加算</p>	<p>低所得者及び中間所得者については、人件費相当分を食事提供加算（Ⅰ：中間所得者の場合30単位/回、Ⅱ：低所得者の場合40単位/回）として事業所に支給し、利用者の負担が食材料費のみとなるようにする。</p>	<p><u>栄養面など障害児の特性に応じた配慮や、食育的な観点からの取組等を求めるとともに、取組内容に応じた評価とする見直しを行った上で、令和9年3月31日まで経過措置を延長する。</u>                      食事提供加算（Ⅰ）30単位/日…①                      食事提供加算（Ⅱ）40単位/日…②  <u>※児童発達支援センターが低所得・中間所得世帯の児に対して利用する障害児の栄養面や特性に応じた配慮等を行い、食事の提供を行う場合</u>                      ① 栄養士による助言・指導の下で取組を行う場合                      ② 管理栄養士等による助言・指導の下で取組を行う場合</p>
<p>同行援護（従業者）</p>	<p>同行援護従業者養成研修一般課程修了者（※1）</p>	<p><u>令和3年3月31日において盲ろう者向け通訳・介助員であった者が、令和6年3月31日において同行援護の事業を行う事業所の従業員であった場合に限り、令和9年3月31日までの間は、引き続き同行援護従業者養成研修一般課程を修了したものとみなす。</u></p>

<p>行動援護 (サービス提供責任者、 従業者)</p>	<p>行動援護従業者養成研修過程修了者 強度行動障害支援者養成研修（基礎及び実践研 修）修了者</p>	<p><u>サービス提供責任者</u> 令和9年3月31日までの間に限り、居宅介護に係るサービス提供責任者の 資格要件に加え、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に5年（90 0日）以上従事した経験がある場合に配置可。 <u>従業者（ヘルパー）</u> 令和9年3月31日までの間に限り、居宅介護に係る従業者の資格要件に加 え、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に2年（360日）以上従 事した経験がある場合に従事可。</p>
<p>共同生活援助における個 人単位での居宅介護等の 利用</p>	<p>利用者に対して、当該利用者の負担により、当該 指定共同生活援助事業所の従業者以外の者によ る介護又は家事等を受けさせてはならない。 (外部サービス利用型を除く)</p>	<p>令和9年3月31日までの間は、障害支援区分4以上等の利用者が事業所の 従業者以外の者による居宅介護等の利用を希望する場合は、当該居宅介護等 事業所の支援を受けさせることができる。ただし、令和6年4月1日からは 所要時間が8時間以上である場合は、所定単位数の100分の95を算定す る。</p>
<p>就労支援員及び 就労定着支援員 (就労移行支援、就労定 着支援)</p>	<p>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が 実施する基礎的研修</p>	<p>令和9年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも指 定基準を満たすものとして取り扱う。</p>
<p>地域移行等意向確認担当 者の選任等 (施設入所支援)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向 確認を行う担当者を選任すること</li> <li>・意向確認のマニュアルを作成すること</li> </ul>	<p>令和6年度から努力義務、令和8年度から義務化 2年間（※）の経過措置（準備期間）を設ける。 ※令和6年4月1日から令和8年3月31日まで</p>

<p>地域連携推進会議の設置等による地域との連携等 (共同生活援助、施設入所支援)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連携推進会議の開催</li> <li>・会議の構成員の施設見学する機会を設ける</li> <li>・会議の報告、要望、助言等について記録、公表</li> </ul>	<p>令和6年度から努力義務、令和7年度から義務化1年間(※)の経過措置(準備期間)を設ける。 <u>※令和6年4月1日から令和7年3月31日まで</u></p>
<p>業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化 (全サービス)</p>	<p>全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。</p>	<p>令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。 ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないことを踏まえ、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。</p>
<p>保育所等訪問支援の自己評価結果等未公表減算</p>	<p>自己評価、保護者評価及び訪問先評価の実施・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。</p>	<p>自己評価結果等未公表減算 所定単位数の85%を算定 ※保育所等訪問支援に義務付けられている自己評価結果等の公表が未実施の場合(令和7年4月1日から適用)。</p>

- (※1) ● 本県において同行援護従業者養成研修(一般課程)に相当すると認める研修は以下のとおり  
 ▽本県が指定した(旧名称)居宅介護従業者等養成研修事業者が実施した、次の年度内に修了した研修
- ・重度視覚障害者研修課程(平成12年度～平成16年度)
  - ・視覚障害者移動介護従業者養成研修課程(平成16年度～平成23年度)
  - ・視覚障害者外出介護従業者養成研修課程(平成19年度～平成23年度)
- 本県において同行援護従業者養成研修一般課程及び応用課程に相当するものと認める研修は以下のとおり  
 ▽社会福祉法人日本盲人会連合が実施した、次の年度内に修了した研修
- ・視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修(平成20年度～平成23年度)
- 詳細は愛知県障害福祉課地域生活支援グループ(052-954-6292)に確認すること。

## 職員の兼務に係る留意事項について

### 1 兼務の可否について

適正なサービス提供のために、職員の兼務には制限があります。特に、管理者、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）及び相談支援専門員にはサービス提供に支障がないことが求められます。以下に、要点を概説します。

### 2 管理者の兼務について

管理者は原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該指定事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする (ア、イ、ウのいずれか)。

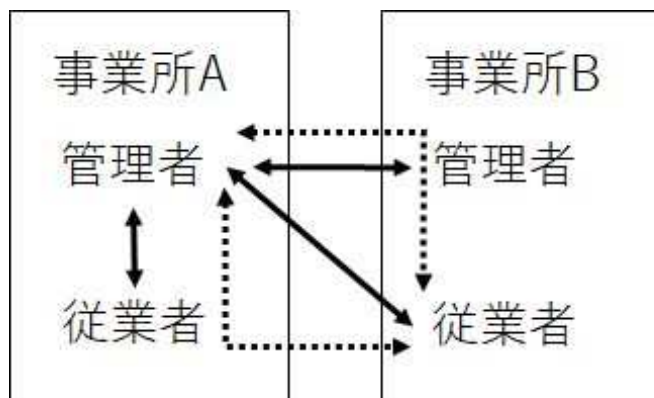
- ア 当該指定事業所のサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）又は従業者としての職務に従事する場合（※1）
- イ 当該指定事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定事業所の管理業務に支障がないと認められる場合（※1）
- ウ 当該指定事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定事業所の管理業務に支障がないと認められる場合（※2）

※1：管理者以外の職種と兼務する場合には、管理者としての勤務時間として常勤の勤務する時間の半数以上は確保すること。

※2：管理者のみの兼務においては、最大3つの事業所で移動時間30分以内に限る。

【例】

- ◎ 障害福祉サービス事業所Aの管理者と生活支援員の兼務 (※1)
- × 障害福祉サービス事業所Aの管理者とサービス管理責任者と生活支援員の3つの兼務
- ◎ 障害福祉サービス事業所Aの管理者と事業所Bの管理者の兼務 (※2)
- × 障害福祉サービス事業所Aの管理者と事業所Bの管理者・サービス管理責任者の兼務
- × 障害福祉サービス事業所Aの管理者と事業所Bの管理者・生活支援員



一直線で結べる2か所の兼務は可 (図内で実線 ←→ )

線が折れることとなる3か所の兼務は不可 (図内で破線 ←……→ )



管理者同士の兼務

※30分以内の事業所3か所まで可

## 2 サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者除く※1）の兼務について

サービス管理責任者（共同生活援助事業所の場合を除く）は原則として当該事業所・当該職種について常勤かつ専従でなければならない。ただし、以下の場合であって、当該事業所の業務遂行に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする（ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クのいずれか）。

- ア 当該事業所の管理者
- イ 利用者数30人の範囲内において、複数の共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者を兼ねること
- ウ 利用者数60人相当の範囲内（※2）において、生活介護等日中活動系の障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者と、宿泊型自立訓練事業所若しくは共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者を兼ねること
- エ 共同生活援助事業所のサービス管理責任者の場合、当該事業所の生活支援員・世話人・夜間支援従事者（世話人と生活支援員については、いずれかのみ）
- オ 大規模な障害福祉サービス事業所等において専従かつ常勤のサービス管理責任者1人に加えて配置すべきサービス管理責任者の場合は、常勤性を求めないこととし、当該事業所の他の職種、又は、他の事業所における従業者と兼務することが可能（※3）
- カ 就労定着支援事業所のサービス管理責任者と、当該就労定着支援事業所と一体的に運営する事業所（就労移行支援事業所等）のサービス管理責任者
- キ 自立生活援助事業所のサービス管理責任者と、当該事業所と併設する指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者（※4）
- ク 自立生活援助事業所のサービス管理責任者と、当該事業所と併設する相談支援事業所の従業者（※4、※5）

※1：児童発達支援管理責任者は当該事業所の管理者とのみ兼務が可能である。

※2：日中活動系サービス及び宿泊型自立訓練は利用者数が60人以下の場合にサービス管理責任者1人の配置をもって要件を満たすが、共同生活援助は利用者数が30人以下の場合にサービス管理責任者1人の配置をもって要件を満たす。よって、共同生活援助と生活介護のサービス管理責任者を兼務する場合については、共同生活援助の利用者1人は生活介護の利用者2人分と見なして基準を判断する。

⇒生活介護の利用者30名、共同生活援助の利用者20名の場合

誤)  $30名 + 20名 = 50名$  (60名の範囲内)

正)  $30名 + 20名 \times 2 = 70名$  (60名の範囲を超える)

※3：日中活動系サービスは利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上の配置を要件とするため、2人目以降については、常勤性は求めないが、常勤換算で利用者数に相当する勤務時間数の配分を求める。

例) 利用者数80名であれば、サービス管理責任者が常勤換算で1.5人以上いること



### 【例】

- ◎ 事業所Aの管理者とサービス管理責任者の兼務
- × 事業所Aのサービス管理責任者と事業所Bの管理者の兼務
- ◎ 事業所A（日中活動系）のサービス管理責任者と事業所B（共同生活援助）のサービス管理責任者の兼務（※2）
- ◎ 事業所Aの2人目のサービス管理責任者と事業所B生活支援員の兼務

※4：一方で、サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、利用者数に対する配置の割合を60：1とすることが可能（常勤専従以外は30：1）

※5：指定地域移行支援事業者又は指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域移行支援又は指定地域定着支援の事業を同一の事業者において一体的に運営している場合には、当該事業所に配置された相談支援専門員を自立生活援助のサービス管理責任者とみなすことが可能

### 3 相談支援専門員の兼務について

一般相談支援、特定相談支援及び障害児相談支援事業所に置くべき相談支援専門員は、「原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない」と規定されています。

ただし、相談支援の業務に支障がない場合においては、「相談支援専門員を当該相談支援事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができる」とも規定されており、このうち、他の事業所・施設等の業務の兼務について、本県では、以下の方針に基づいて相談支援専門員の兼務の可否を判断しています。

（なお、特定相談支援及び障害児相談支援事業所における相談支援専門員の兼務については、指定権者である各市町村が判断しますので、不明点は所管市町村へご確認ください。）

#### 【方針】

- (1) から (5) の全てを満たす場合には、相談支援専門員※1を併設する事業所・施設等※2の業務（サービス管理責任者・サービス提供責任者を除く）を兼務させることができる。
- (1) 現に同一相談支援事業所の管理者を兼務していないこと。
- (2) 兼務するに当たり、相談支援専門員の勤務時間が相談支援事業所におけるサービス提供時間の過半数となっていること。
- (3) 兼務先の勤務時間は、当該法人が就業規則等で定める勤務時間から相談支援専門員の勤務時間を差し引いた時間であること。
- (4) 兼務により、相談支援事業所のサービス提供時間帯において相談支援専門員が不在となる時間帯は、管理者が必ず配置されていること。
- (5) 兼務先は、当該相談支援専門員が相談支援業務の突発的事態に対応することがあっても、当該事業所・施設等の人員配置基準等に支障が生じないよう勤務体制を確保していること。

※なお、相談支援専門員が担当する利用者が利用する障害福祉サービス事業所等の業務と兼務する場合は、当該事業所等との中立性の確保や、当該事業所等と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、次に掲げる場合を除き、当該利用者が利用する障害福祉サービス事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施すること。

- ① 身近な地域に特定相談支援事業者がない場合
- ② 支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等から概ね3ヶ月以内の場合（サービス利用支援とその直後の継続サービス利用支援は一体的な業務であること、また、指定特定相談支援事業者の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予する。）
- ③ その他市町村がやむを得ないと認める場合

#### ※1 相談支援専門員

指定地域移行支援事業は「指定地域移行支援従事者」と、指定地域定着支援事業は「指定地域定着支援従事者」と読み替える。

#### ※2 併設する事業所・施設等

併設する事業所・施設等とは、同一の建物内に事業所がある場合のほか、同一敷地内、隣接又は近接する敷地（業務に支障なく兼務できると認められる範囲をいう。）に事業所がある場合を含む。

なお、併設する事業所・施設等が別法人である場合には、物理的に同一敷地内であっても、併設しているとはみなされない。